

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第1回定例総会議事録

令和4年4月25日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第1回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年4月25日(月)午後1時29分～午後1時54分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(14名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第1号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時29分 開会〉

- *事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻前ではございますが皆さんお揃いですので、令和4年度加美町農業委員会 第1回定例総会を開催いたします。
始めに板垣会長から、ご挨拶を申し上げます。

- *議長（板垣文一会長） 本日は加美町農業委員会 定例総会にご出席、大変ご苦勞様でございます。だいぶ暖かい日が続いて、農作業も忙しい状況になってきたのではないかと思います。例年29日は中新田の初午がございまして、その頃になると田んぼに肥料を撒かなくてはならないなという時期でしたが、だいぶ農作業が早くなり、そろそろ田植えをするという声も聞こえております。本日は第1回の定例総会ということで各種報告や議案がございまして、皆様からの様々なご意見・ご希望をいただきまして進めていきたいと思っております。今後3年間皆様と一緒に、農地法や基盤強化促進法など勉強しながら、農業委員会としての活動を行っていきたくて考えておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。本日も慎重なる審議をお願いいたします。

- *事務局（庄司一彦事務局長） それでは農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

- *議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は14名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

- *議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 猪股弘委員、4番 佐藤とも委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。
-

日程第4 報告第1号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第1号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第1号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和4年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

申請者 A氏 谷地森字下谷地…番地
所在地 谷地森字下谷地…番…の畑 外1筆
現況 宅地
面積 合計300㎡

非農地となってから長年経過しており、4月14日の現地調査で非農地判断。

報告書番号2

申請者 B氏 宮崎字町…番地…
所在地 宮崎字中浦一番…番…の畑
現況 宅地
面積 140㎡

昭和53年12月に農地法第5条転用許可を受け工場を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

[以上2件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（今野典子次長） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は7件でございます。

報告書番号1

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 字鹿原中畑…番…の田 外2筆

面積 合計3,478㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 E氏

借人 D氏

所在地 字鹿原西畑…番の畑

面積 4,087㎡

基盤強化促進法

報告書番号3

貸人 F氏

借人 D氏

所在地 字鹿原中野原…番の畑

面積 1,100㎡

基盤強化促進法

申請番号4番から7番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

[以上7件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（今野典子次長） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 G氏

受人 H氏

申請地 宮崎字旭二番の畑 外2筆

面積 合計2,447㎡

後継者へ贈与するもの

[以上1件の許可申請について説明]

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1～3

渡人 I氏 月崎字堰合…番地
渡人 J氏 月崎字堰合…番地
渡人 K氏 月崎字堰合…番地
受人 L氏 月崎字前屋敷…番地…

申請地 月崎字旭…番… 外4筆

面積 合計647㎡

申請事由 売買による居宅建設

事業資金 自己資金…万円 借入金…万円

事業計画 令和4年5月10日着工予定 / 令和4年12月30日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の南東約1.7kmに位置し、月崎集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。受人は現在、母と弟夫婦と同居しておりますが、姪も大きくなってきたこともあり手狭になったことから、実家を出るため隣接地に居宅を建設するものです。用途が分家住宅の建設であり、申請地の周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が該当目的に使用可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

申請番号4

渡人 M氏 仙台市泉区泉中央一丁目…番地の…

受人 N社 字北町三番…番地…

申請地 字大門…番 外1筆

面積 合計1,771㎡

申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成

事業資金 借入金…万円

事業計画 令和4年6月1日着工予定 / 令和7年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北西約380mに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 今野修委員お願いします。

*5番（今野修委員） 令和4年4月14日、佐藤とも委員、中村貴美子委員、私今野と、庄司事務局長、畠山係長の5名にて現地調査を行いました。

申請番号1番から3番、譲渡人は月崎のI氏、J氏、K氏で、譲受人は、同じく月崎のL氏でございます。申請地は月崎字旭…番…の田、外4筆で面積647㎡。売買による所有権移転で居宅を建設するもので、事業計画は令和4年5月10日着工予定、令和4年12月30日完了予定です。月崎集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。用途が分家住宅の建設であり、申請地の周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が該当目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。土盛りを行います、土留めの擁壁を設置し土砂の流出をおさえます。用排水施設はなく、雨水は自然浸透、若しくは既設水路に放流するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番につきまして、譲渡人は仙台市泉区のM氏、譲受人は北町三番、N社です。申請地は字大門…番の田、外1筆で面積1,771㎡。売買による特定建築条件付売買予定地の造成6区画で、事業計画は令和4年6月1日着工予定、令和7年7月31日完了予定です。申請地は、中新田市街に連続する住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。土盛りを行います、土留めの擁壁を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は道路用側溝へ排水、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買3件・賃貸借29件でございます。

申請番号1

渡人 O氏 外1名
受人 P氏
申請地 字赤塚の田 外15筆
面積 合計18,604㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円 / …円 / …円

申請番号2

渡人 Q氏
受人 P氏
申請地 四日市場字要害浦の田
面積 2,010㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号5

渡人 R氏
受人 S氏
申請地 下狼塚字観音堂の田
面積 990㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号6

渡人 T氏
受人 U氏
申請地 字田中の田 外6筆
面積 合計6,514㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 7
渡人 V氏
受人 W氏
申請地 柳沢字新河原の田 3筆
面積 合計2,605㎡のうち持分481.94㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号3番4番及び8番から32番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上32案件で、田184筆 畑5筆、面積306,823㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上32件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第3号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番から4番について2番 杉村昭宏委員です。

2番 杉村昭宏委員は、申請番号1番の審議開始から4番の終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後1時51分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番から4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番から4番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、2番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

[委員入室 午後1時52分]

*議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号5番から32番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号5番から32番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。
- *議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度第1回 加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年4月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 猪 股 弘

署名委員 佐 藤 と も